

令和7年度版

裾野市の国保



裾野市

健康福祉部 国保年金課

目 次

1	市民憲章	1
2	市の概況	2
3	国民健康保険のあゆみ	3
4	事務機構及び事務分掌	7
5	国民健康保険運営協議会	8
6	被保険者	9
7	保険給付	12
8	医療の状況	14
9	保健事業	19
10	国民健康保険税	22
11	財政状況	27

1 市民憲章

裾野市民憲章

わたくしたち裾野市民は、麗峰富士のもと
その気高く美しい姿のように、人間性豊かな
平和都市を理想として、この憲章を定めます。

1. 働くことに喜びをもち、
明るく健康なまちをつくります。
1. 思いやりの心で、
住みよいまちをつくります。
1. 秩序をまもり、
平和で安全なまちをつくります。
1. 恵まれた自然を大切にし、
美しいまちをつくります。
1. 伝統を生かし、
創造性をつちかい、文化のまちを
つくります。

昭和56年8月1日制定

2 市の概況

○ 市制施行 昭和46年1月1日
（地方自治法3万人市制の特例により）

○ 位置（市役所） 東経138°54'36"
北緯35°10'22"
海拔126.2m

○ 面積 138.12km²
[東西延長23.5km 南北延長23.0km]

○ 標高 78.5m～2,169m

○ 世帯数 21,827世帯（令和7年4月1日現在）

○ 人口 48,375人（令和7年4月1日現在）

区 分	就業人口	構成比
総数	25,520	100.00%
第一次産業	505	1.98%
第二次産業	9,549	37.42%
第三次産業	15,366	60.21%
分類不能	100	0.39%

（令和2年 国勢調査より）

○ 市域の変遷

- ・ 昭和27年4月1日 駿東郡泉村と小泉村が合併し裾野町となる。
- ・ 昭和31年9月30日 駿東郡深良村と合併
- ・ 昭和32年9月1日 駿東郡富岡村と須山村が合併し現在の礎となる。（人口22,810人）
- ・ 昭和46年1月1日 裾野町、市制施行し、裾野市となる。

3 国民健康保険のあゆみ

昭和 30年	<u>裾野町国民健康保険条例を制定</u>
31年9月	深良村合併
32年9月	富岡村、須山村合併
34年4月	新裾野町国民健康保険条例並びに国民健康保険税条例施行される
35年4月	被保険者5割給付、助産費1,000円、葬祭費1,000円、育児手当1,000円 保険税、所得割2/100、資産割16.6/100、均等割280円、平等割600円に変更、限度額18,000円に変更
36年4月	世帯主の結核性疾病及び精神障害7割給付の実施
36年7月	保険税、資産割15/100、均等割300円、平等割630円に変更
37年4月	助産費2,000円、葬祭費2,000円を支給 保険税、所得割2.2/100、資産割14/100、均等割330円、平等割690円に変更、限度額21,600円に変更
38年4月	世帯主の全疾病7割給付の実施、育児手当（1カ月200円×6カ月）を支給
39年	保険税、資産割15/100、均等割370円、平等割760円、限度額24,000円に変更
40年4月	世帯員の7割給付の実施、助産費2,000円、育児手当1,200円に引上げ 保険税、所得割1.5/100、資産割15.5/100、均等割540円、平等割1,070円、限度額50,000円に変更
41年4月	助産費3,000円、葬祭費3,000円に引上げ 保険税、所得割1.4/100、資産割22/100、均等割800円、平等割1,520円に変更
42年4月	保険税、所得割2.1/100、均等割1,320円、平等割2,400円に変更
43年4月	保険税、所得割2/100、資産割28/100、均等割1,450円、平等割2,550円に変更
44年4月	保険税、所得割4.55/100、均等割1,780円、平等割2,950円に変更
45年4月	助産費5,000円に引上げ
46年1月	市制施行
46年4月	助産費10,000円、葬祭費7,000円、育児手当2,000円に引上げ 保険税、限度額80,000円に変更
48年4月	老人医療費支給制度実施 保険税、所得割2.5/100、資産割40/100、均等割2,740円、平等割4,500円に変更
48年12月	高額療養費支給制度実施（自己負担額30,000円）
49年4月	助産費20,000円に引上げ 保険税、所得割2.6/100、均等割3,540円、平等割5,300円、限度額120,000円に変更
51年4月	高額療養費支給制度の改正（自己負担額39,000円） 助産費40,000円、葬祭費10,000円に引上げ、 保険税、所得割3.4/100、均等割4,600円、平等割6,500円、限度額150,000円に変更
52年4月	助産費60,000円に引上げ 保険税、限度額170,000円に変更
53年4月	保険税、限度額190,000円に変更
54年4月	保険税、所得割4.3/100、資産割48/100、均等割6,000円、平等割9,000円に変更、 限度額220,000円に変更
54年12月	助産費80,000円に引上げ
55年4月	保険税、限度額240,000円に変更
56年4月	保険税、限度額260,000円に変更
57年3月	助産費100,000円に引上げ
57年4月	保険税、限度額270,000円に変更
57年9月	高額療養費支給制度の改正（自己負担額45,000円、市民税非課税世帯39,000円）
57年10月	葬祭費20,000円に引上げ
58年1月	高額療養費支給制度の改正（自己負担額51,000円）
58年2月	<u>老人保健法施行</u>
58年4月	保険税、限度額280,000円に変更
59年4月	保険税、限度額300,000円に変更
59年10月	退職者医療制度創立される 高額療養費支給制度の改正（市民税非課税世帯30,000円、世帯合算、多数該当、長期特定疾病の新設）

裾野市の国保（令和7年度）

60年4月	保険税、所得割4.55/100、均等割6,600円、平等割9,480円、限度額330,000円に変更	
61年4月	保険税、限度額350,000円に変更	
62年4月	助産費130,000円、に引上げ	
63年4月	保険税、所得割5.2/100、均等割9,000円、平等割12,600円、限度額370,000円に変更	
平成	元年4月	保険税、限度額400,000円に変更
	3年4月	保険税、限度額420,000円に変更、葬祭費30,000円に引上げ
	4年4月	保険税、限度額440,000円に変更、助産費240,000円、葬祭費50,000円に引上げ
	6年10月	国保法の改正により助産費を出産育児一時金と改め300,000円とする 入院時食事療養費制度の創立 一日人間ドック助成事業開始
	8年4月	保険税、資産割40/100、所得割5.2/100、均等割14,400円、平等割15,600円、賦課限度額480,000円に変更
	12年4月	・介護保険制度が開始 ・国保税の賦課割合等の変更 介護納付金分 資産割3/100、所得割0.7/100、均等割3,300円、平等割3,300円、 賦課限度額70,000円に制定 国民健康保険条例の一部改正（罰則規定：10万円以下の過料を科する。）
12年7月	国民健康保険被保険者証の返還及び被保険者資格証明書の交付並びに保険給付の支払の差止め等に関する取扱要綱、国民健康保険短期被保険者証交付要綱の制定	
12年12月	国民健康保険税の賦課に係る仮算定を廃止し、納期を8期に改正（13年度から施行）	
13年2月	国民健康保険税条例施行規則の一部改正（国保税の減免規定を追加）	
13年10月	短期被保険者証、資格証明書の交付を開始	
14年3月	裾野市国民健康保険出産育児一時金受領委任払制度実施要綱の制定	
14年10月	国民健康保険法等の一部改正により、前期高齢者、3歳未満被保険者の負担割合が設定（前期高齢者：1割【2割】3歳未満：2割）	
15年4月	・国保税の賦課割合等の変更 医療費分 所得割5.8/100、資産割36/100、 均等割21,600円、平等割21,600円、 賦課限度額520,000円 介護納付金分 所得割0.8/100、資産割3/100、 均等割4,800円、平等割3,600円 に引き上げ 国民健康保険法等の一部改正により、退職被保険者等負担割合が3割	
15年8月	裾野市国民健康保険人間ドック等助成事業実施要綱の制定（従前の要綱を廃止） 脳ドック助成事業開始	
16年9月	24時間電話健康相談事業開始	
18年10月	出産育児一時金を350,000円に引き上げ	
19年4月	国保年金室の所管が市民部から健康福祉部に変更	
20年3月	●第1期特定健康診査等実施計画を策定（25年3月まで）	
20年4月	・後期高齢者医療制度が開始 ・国保税の賦課割合等の変更 基礎課税分 賦課限度額470,000円 所得割4.8/100、資産割30/100、均等割19,200円、平等割19,200円、 後期高齢者支援金分（新制度） 賦課限度額120,000円 所得割1.2/100、資産割6/100、均等割6,000円、平等割6,000円、 介護納付金分 賦課限度額90,000円 所得割0.8/100、資産割3/100、均等割4,800円、平等割3,600円、	
20年7月	特定健康診査が開始（特定保健指導は8月から）	
21年1月	出産育児一時金を380,000円に引き上げ（産科医療補償制度）	
21年4月	被保険者の適用除外（小規模住居型児童養育事業を行う者もしくは里親）	
21年10月	出産育児一時金を420,000円に引き上げ	
22年4月	特例対象被保険者等に係る国保税課税の特例を制定（非自発的失業者） 国保税の条例減免制度の一部改正（所得が著しく減少した被保険者を対象）	

22年6月	人間ドック・脳ドック対象者を75歳未満まで拡大（同年度75歳は非該当） 国保条例の一部改正・同条例施行規則の一部改正 国保税の減免規定を追加「疾病、失業等により前年に比し所得が著しく減少したため、国民健康保険税の納付が困難と認められる者」（条例） 前年の合計所得金額、所得減少の程度の率を明確化（条例施行規則）
23年4月	・国保税の賦課割合等の変更 基礎課税分 賦課限度額 500,000円 所得割 5.5/100、資産割 25/100、均等割 22,000円、平等割 20,000円 後期高齢者支援金分 賦課限度額 130,000円 所得割 1.8/100、資産割 4/100、均等割 6,600円、平等割 6,000円 介護納付金分 賦課限度額 100,000円 所得割 1.5/100、均等割 12,000円、 均等割、平等割に係る軽減割合を7割・5割に変更し、2割軽減を新設
24年4月	・国保税の賦課限度額変更 基礎課税分 510,000円 後期高齢者支援金分 140,000円 介護納付金分 120,000円 ・被用者保険旧扶養者に係る国保税の減免期間を、資格取得から「2年間」を「当分の間」に変更
25年3月	●第2期特定健康診査等実施計画を策定（30年3月まで）
25年6月	国保条例の一部改正により、1.国保被保険者が後期高齢者医療に移行する場合、国保税の軽減判定所得の算定特例を恒久化する。2.特定世帯に係る世帯平等割額を最初の5年間1/2減額する現行制度に加え、その後3年間1/4減額する措置を講ずる。
26年6月	・低所得者に係る国保税の軽減枠の拡充
27年2月	・国保データベース（KDB）システム導入
27年4月	・国保税の賦課割合等の変更 基礎課税分 賦課限度額 510,000円 所得割 5.5/100、資産割 20/100、均等割 23,600円、平等割 21,000円 後期高齢者支援金分 賦課限度額 160,000円 所得割 2.1/100、資産割 4/100、均等割 8,800円、平等割 8,200円 介護納付金分 賦課限度額 140,000円 所得割 2.1/100、均等割 14,600円
27年6月	・低所得者に係る国保税の軽減枠の拡充
28年4月	・国保税の賦課限度額変更 基礎課税分 520,000円 後期高齢者支援金分 170,000円 介護納付金分 160,000円
28年6月	・低所得者に係る国保税の軽減枠の拡充
29年4月	●第1期国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定（30年3月まで） ・国保税の賦課限度額変更 基礎課税分 540,000円 後期高齢者支援金分 190,000円
29年6月	・低所得者に係る国保税の軽減枠の拡充
30年3月	●第3期特定健康診査等実施計画・第2期国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定（35年3月まで（2023年3月まで））
30年4月	・ <u>国保制度改革（都道府県も国保の保険者となり、財政の運営の責任主体となる）</u> ・国民健康保険財政調整基金条例の制定
30年6月	・低所得者に係る国保税の軽減枠の拡充
31年4月	・国保税の賦課限度額変更 基礎課税分 580,000円
令和元年6月	・低所得者に係る国保税の軽減枠の拡充
2年4月	・ <u>国保税の賦課方式、賦課割合等の変更（資産割の廃止）</u> 基礎課税分 賦課限度額 610,000円 所得割 6.8/100、均等割 26,000円、平等割 18,600円、

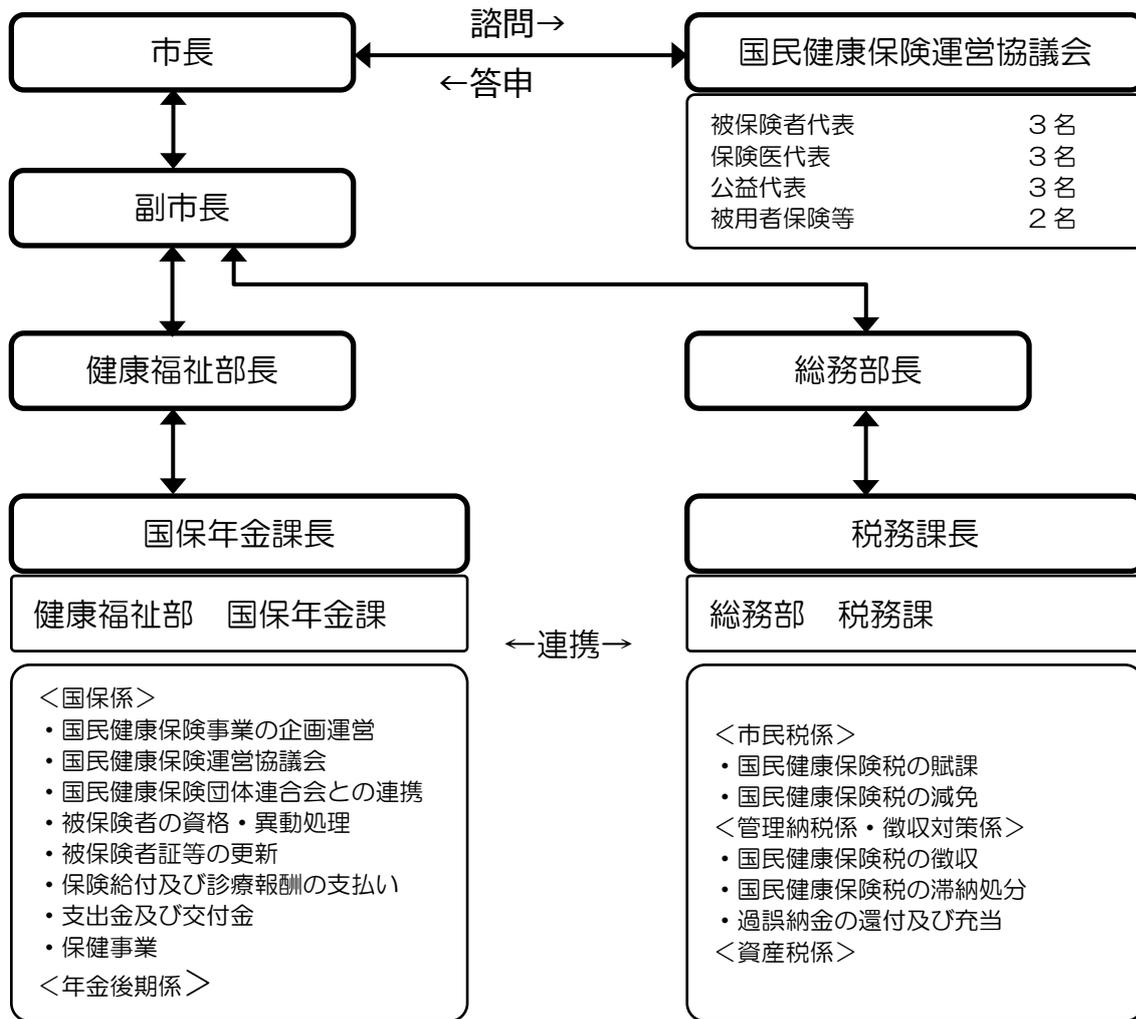
裾野市の国保（令和7年度）

	後期高齢者支援金分 賦課限度額 190,000 円 所得割 2.4/100、均等割 9,400 円、平等割 6,800 円、 介護納付金分 賦課限度額 160,000 円 所得割 2.1/100、均等割 14,200 円、 ・低所得者に係る国保税の軽減枠の拡充
2年5月	新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給 （令和2年1月から遡及して適用）
2年6月	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険 税の減免（令和2年2月から遡及して適用）
3年3月	●第3期裾野市特定健康診査等実施計画・第2期裾野市国民健康保険保健事業実施計画書 （データヘルス計画）の中間評価
3年4月	・国保税の賦課限度額変更 基礎課税分 630,000 円 介護納付金分 170,000 円 ・低所得者に係る国保税の軽減判定基準の変更
3年12月	国民健康保険表彰条例の廃止（令和3年度までで優良家庭表彰事業を廃止）
4年4月	未就学児に係る均等割の軽減措置の開始
5年4月	・国保税の賦課限度額変更 基礎課税分 650,000 円 後期高齢者支援金分 220,000 円 ・低所得者に係る国保税の軽減判定基準の変更
6年1月	出産時における保険税負担軽減の開始
6年3月	●第4期特定健康診査等実施計画・第3期国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス 計画）を策定（令和6年度から11年度まで（6年間）（2029年3月まで））
6年4月	・国保税の賦課限度額変更 後期高齢者支援金分 240,000 円 ・低所得者に係る国保税の軽減判定基準の変更
7年4月	・国保税の賦課限度額変更 基礎課税分 660,000 円 後期高齢者支援金分 260,000 円 ・低所得者に係る国保税の軽減判定基準の変更

※●は計画書の策定等を示す

4 事務機構及び事務分掌

（令和7年4月1日現在）



5 国民健康保険運営協議会

(1) 国民健康保険運営協議会の審議事項

- ① 一部負担金の負担割合に関する事項
- ② 保険税の賦課方法に関する事項
- ③ 保険給付の種類および内容に関する事項
- ④ 保健事業の実施大綱の策定に関する事項
- ⑤ その他国民健康保険事業の運営に関する重要な事項

(2) 委員の構成

- ① 被保険者を代表する委員 3名
- ② 保険医または保険薬剤師を代表する委員 3名
- ③ 公益を代表する委員 3名
- ④ 被用者保険等保険者を代表する委員 2名 計11名

(3) 令和6年度 国民健康保険運営協議会実績

● 第1回運営協議会 令和6年10月16日（水）13時30分より

① 報告事項

- ・ 裾野市国民健康保険税条例の一部改正について（令和6年3月31日専決の報告）
- ・ 令和5年度国民健康保険特別会計の決算について
- ・ 令和6年度当初予算の概要及び事業について
- ・ 保健事業の実施状況について
- ・ 裾野市国民健康保険を取りまく状況について（県国保運営方針・国の施策など）

② 協議事項

- ・ 国民健康保険財政調整基金について

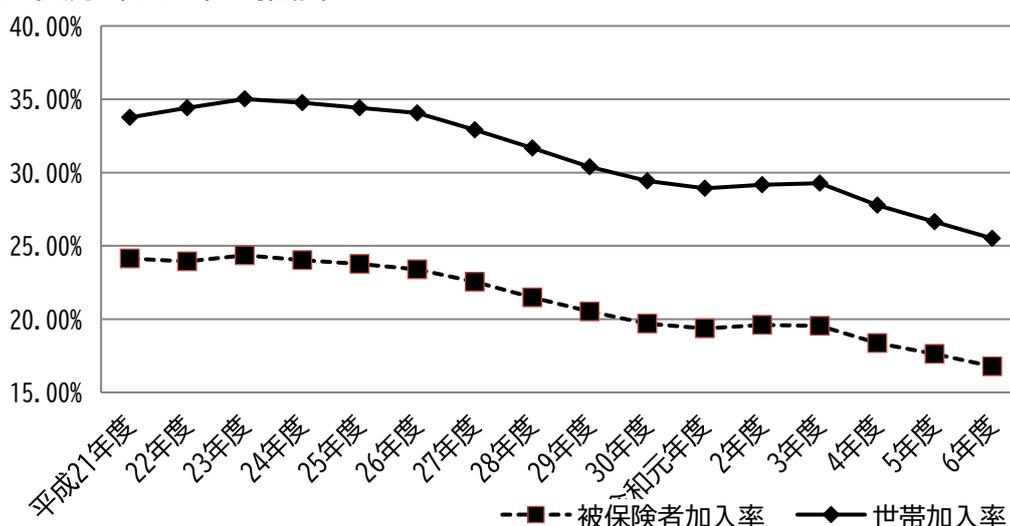
6 被保険者

(1) 国保加入状況（予算執行実績及び主要事務事業調書）

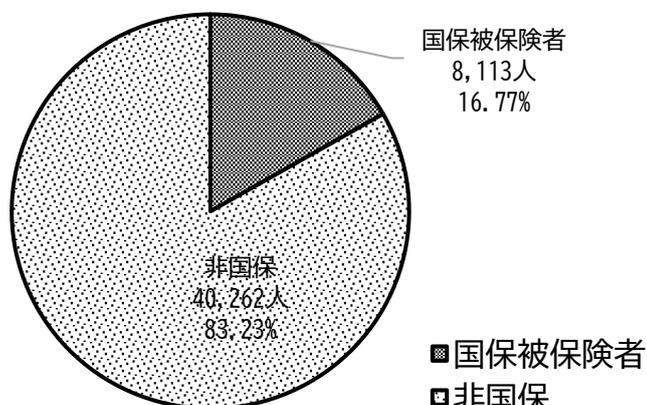
各年年度末現在

年度	総人口 (人)	被保険者数 (人)	加入率	総世帯数 (世帯)	加入世帯数 (世帯)	加入率
平成21年度	54,560	13,167	24.13%	21,088	7,120	33.76%
22年度	54,267	12,985	23.93%	21,042	7,240	34.41%
23年度	54,098	13,175	24.35%	21,096	7,386	35.01%
24年度	53,814	12,926	24.02%	21,149	7,351	34.76%
25年度	53,582	12,728	23.75%	21,314	7,336	34.42%
26年度	53,078	12,416	23.39%	21,291	7,254	34.07%
27年度	52,824	11,908	22.54%	21,456	7,062	32.91%
28年度	52,590	11,299	21.49%	21,564	6,828	31.66%
29年度	52,332	10,736	20.52%	21,690	6,588	30.37%
30年度	51,707	10,183	19.69%	21,636	6,364	29.41%
令和元年度	51,347	9,937	19.35%	21,711	6,281	28.93%
2年度	50,770	9,953	19.60%	21,786	6,353	29.16%
3年度	50,089	9,783	19.53%	21,651	6,339	29.28%
4年度	49,410	9,076	18.37%	21,613	6,003	27.77%
5年度	48,869	8,606	17.61%	21,675	5,773	26.63%
6年度	48,375	8,113	16.77%	21,827	5,567	25.51%

加入状況（加入率の推移）



令和6年度裾野市国保加入割合



裾野市の人口は表中の期間では一貫して減少傾向にある。また、加入率も一時の上昇は見られるものの、減少の途にある。被保険者数は、総人口が減っている中で、加入率も減っているため相乗的に減少しており、令和元年に1万人を割って以降速いペースで減少している。

加入率も被保険者数の単位では最新値で16%台となった。

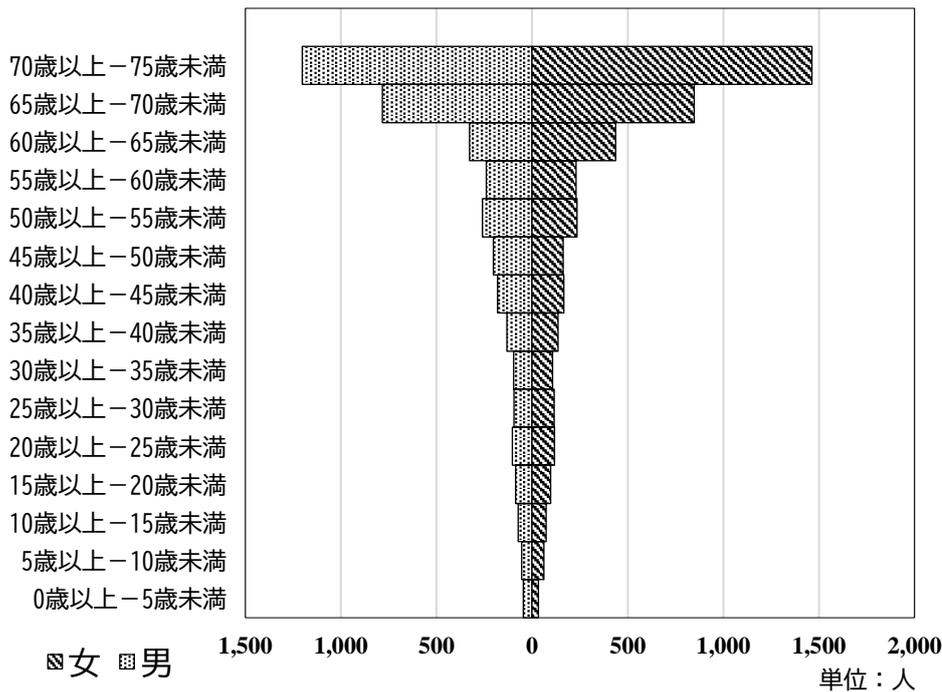
裾野市の国保（令和7年度）

(2) 国保加入者の内訳（年齢・性別）

（令和6年度末 単位：人）

年齢階層	男	女	合計
0歳以上－5歳未満	46	33	79
5歳以上－10歳未満	55	62	117
10歳以上－15歳未満	73	73	146
15歳以上－20歳未満	87	96	183
20歳以上－25歳未満	103	117	220
25歳以上－30歳未満	95	115	210
30歳以上－35歳未満	96	107	203
35歳以上－40歳未満	132	136	268
40歳以上－45歳未満	181	166	347
45歳以上－50歳未満	203	162	365
50歳以上－55歳未満	260	235	495
55歳以上－60歳未満	240	229	469
60歳以上－65歳未満	327	437	764
65歳以上－70歳未満	783	847	1,630
70歳以上－75歳未満	1,203	1,464	2,667
合計	3,887	4,280	8,167

令和6年度末 裾野市国民健康保険年齢性別別構成



- ・ 被保険者の年齢構成は、60歳以上の世代が被保険者全体の58.5%にも及ぶ。
- ・ 男女の被保険者数比では、ほぼ同程度であるが男性：女性はおよそ48：52である。

(3) 異動状況（予算執行実績及び主要事務事業調書）

●資格取得（令和6年度実績まで）

年度	被保険者数	資格取得の内訳			
		転入	社保離脱	出生	その他
平成 21 年度	3,187	666	2,397	78	46
22 年度	2,421	509	1,722	61	129
23 年度	2,715	505	2,041	60	109
24 年度	2,515	446	1,918	59	92
25 年度	2,487	452	1,900	50	85
26 年度	2,356	412	1,831	46	67
27 年度	2,333	576	1,642	41	74
28 年度	2,102	461	1,548	21	72
29 年度	2,353	511	1,665	28	149
30 年度	2,182	550	1,528	27	77
令和元年度	2,179	459	1,625	19	76
02 年度	2,250	360	1,788	22	80
03 年度	2,029	338	1,612	20	59
04 年度	2,047	465	1,504	11	67
05 年度	2,136	515	1,549	15	57
06 年度	1,948	437	1,426	14	71

- ・ 資格取得異動の被保険者数は、長期的に見ると減少傾向にある。
- ・ 出生による資格取得は、平成 20 年代と比較すると激減である。

●資格喪失（令和5年度実績まで）

年度	被保険者数	資格喪失の内訳				
		転出	社保加入	死亡	後期高齢加入	その他
平成 21 年度	2,870	587	1,684	89	433	77
22 年度	2,603	586	1,429	100	420	68
23 年度	2,525	496	1,476	66	397	90
24 年度	2,764	481	1,694	86	392	111
25 年度	2,685	476	1,572	83	460	94
26 年度	2,668	465	1,573	96	430	104
27 年度	2,841	618	1,522	76	515	110
28 年度	2,711	482	1,547	83	530	72
29 年度	2,916	519	1,557	87	585	168
30 年度	2,735	529	1,477	78	535	116
令和元年度	2,425	406	1,360	82	480	97
02 年度	2,234	353	1,237	73	443	128
03 年度	2,199	290	1,255	88	475	91
04 年度	2,754	471	1,423	104	672	84
05 年度	2,606	451	1,273	77	701	104
06 年度	2,441	420	1,162	72	654	133

- ・ 後期高齢者医療保険への加入による資格喪失は、令和5年度を最大値に減に転じた。
- ・ 転出による資格喪失は、令和3年度までは減少傾向であったが、令和4年度、5年度で大きく増となり、おおむねその値で推移している。
- ・ 資格取得者数より資格喪失者が多い年が続いており、被保険者数としては減少傾向にある。

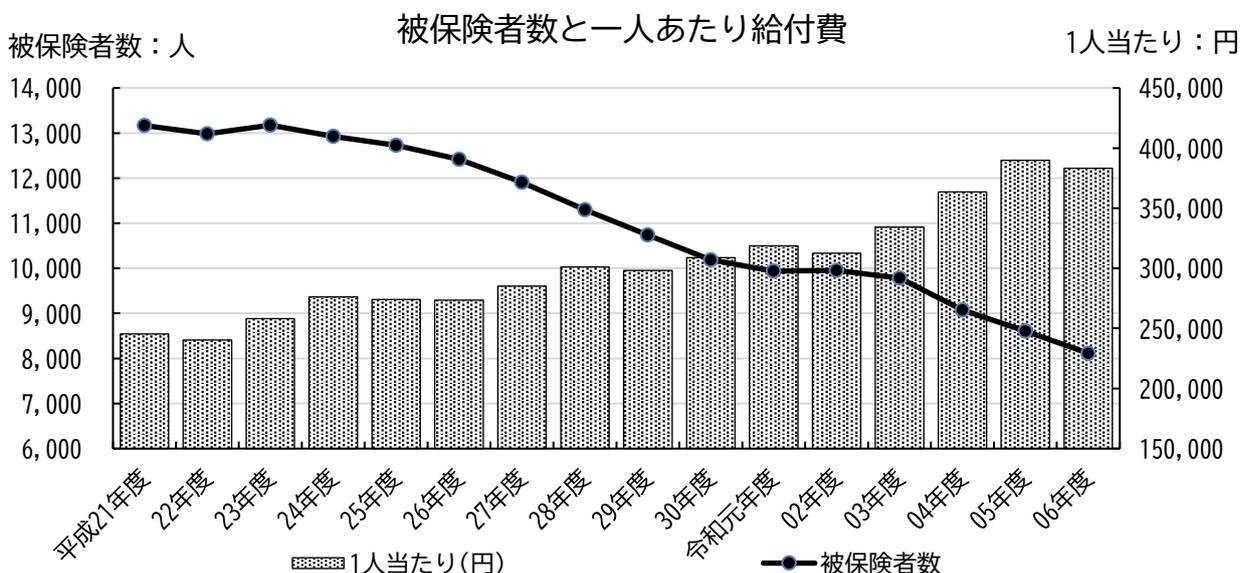
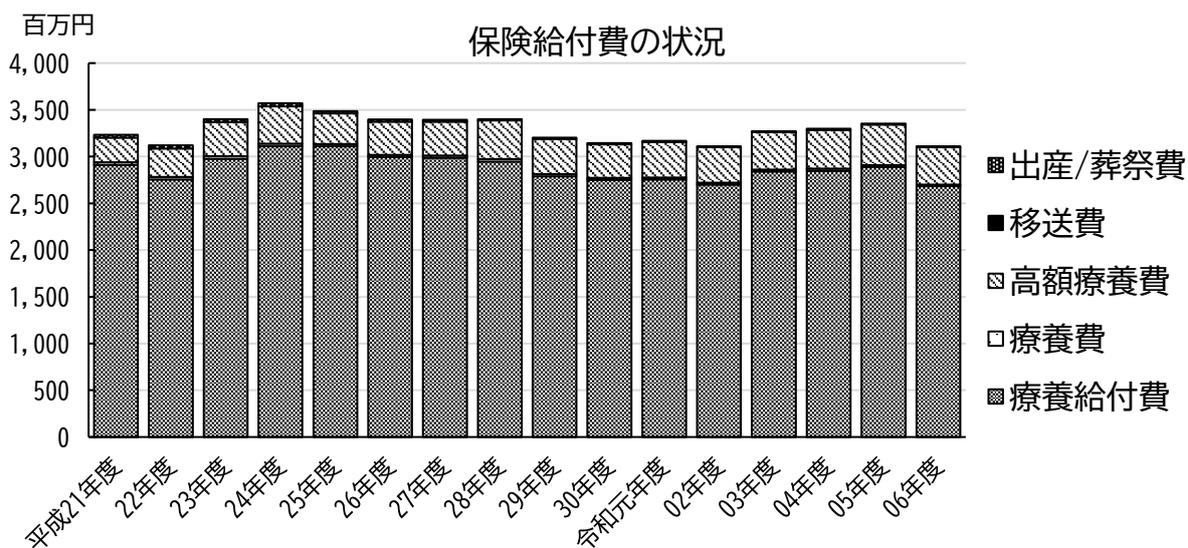
裾野市の国保（令和7年度）

7 保険給付

(1) 給付費の状況（予算執行実績及び主要事務事業調書）

単位：千円

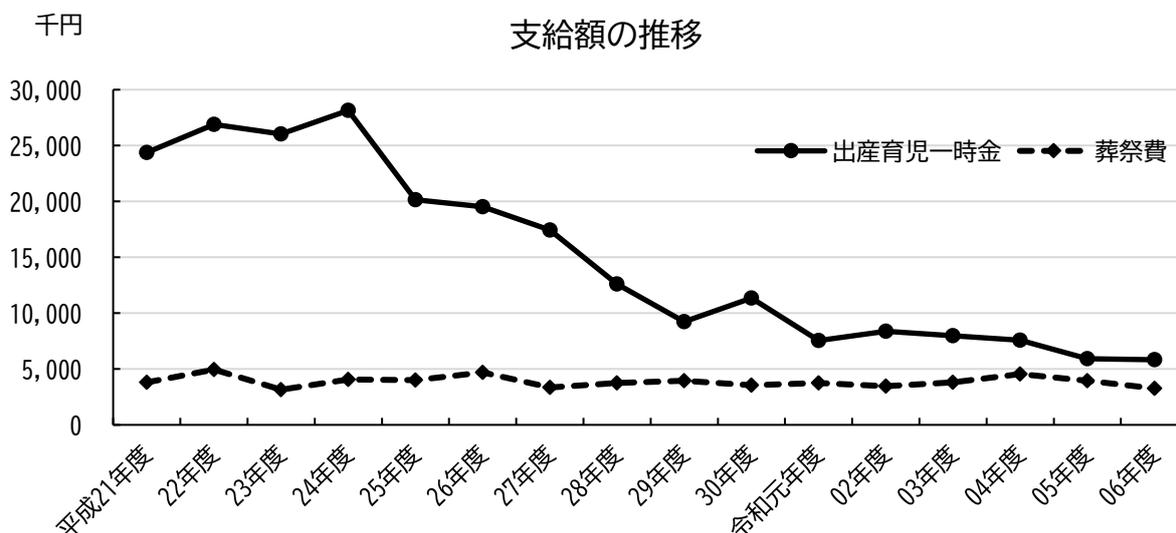
年度	被保険者数(人)	療養給付費	療養費	高額療養費	移送費	出産/葬祭費	合計	1人当たり(円)
平成21年度	13,167	2,912,473	27,128	264,427	0	28,190	3,232,218	245,479
22年度	12,985	2,754,749	27,346	305,207	0	31,830	3,119,132	240,210
23年度	13,175	2,977,816	26,074	367,124	0	29,190	3,400,204	258,080
24年度	12,926	3,109,931	27,961	399,777	0	32,190	3,569,859	276,177
25年度	12,728	3,111,130	22,439	329,256	0	24,160	3,486,985	273,962
26年度	12,416	2,992,809	26,244	353,798	0	24,216	3,397,067	273,604
27年度	11,908	2,986,955	24,683	362,183	0	20,783	3,394,604	285,069
28年度	11,299	2,947,640	25,056	412,725	0	16,350	3,401,771	301,068
29年度	10,736	2,790,542	21,204	376,024	0	13,190	3,200,960	298,152
30年度	10,183	2,750,695	21,181	358,905	0	14,890	3,145,671	308,914
令和元年度	9,937	2,755,295	20,456	380,391	0	11,310	3,167,452	318,753
02年度	9,953	2,699,334	22,256	378,375	0	11,834	3,111,799	312,649
03年度	9,783	2,839,194	21,837	398,302	10	11,768	3,271,111	334,367
04年度	9,076	2,847,750	22,596	415,805	0	12,122	3,298,273	363,406
05年度	8,606	2,887,226	23,159	433,516	0	9,870	3,353,771	389,701
06年度	8,113	2,683,902	16,143	400,299	0	9,077	3,109,421	383,264



被保険者数は減少傾向にあるが、1人あたり給付費は概して増加傾向にある。

(2) 出産/葬祭費（予算執行実績及び主要事務事業調書）

年度	出産育児一時金		葬祭費		合計	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
平成21年度	61	24,390,000	76	3,800,000	137	28,190,000
22年度	64	26,880,000	99	4,950,000	163	31,830,000
23年度	62	26,040,000	63	3,150,000	125	29,190,000
24年度	67	28,140,000	81	4,050,000	148	32,190,000
25年度	48	20,160,000	80	4,000,000	128	24,160,000
26年度	47	19,515,940	94	4,700,000	141	24,215,940
27年度	42	17,433,288	67	3,350,000	109	20,783,288
28年度	30	12,600,000	75	3,750,000	105	16,350,000
29年度	22	9,240,000	79	3,950,000	101	13,190,000
30年度	27	11,340,000	71	3,550,000	98	14,890,000
令和元年度	18	7,560,000	75	3,750,000	93	11,310,000
02年度	20	8,384,000	69	3,450,000	89	11,834,000
03年度	19	7,968,000	76	3,800,000	95	11,768,000
04年度	18	7,572,000	91	4,550,000	109	12,122,000
05年度	12	5,920,000	79	3,950,000	91	9,870,000
06年度	12	5,827,209	65	3,250,000	77	9,077,209



※ 出産育児一時金：上限額 50 万円／件 葬祭費：5 万円／件
 （令和4年度までは、出産育児一時金：42 万円）

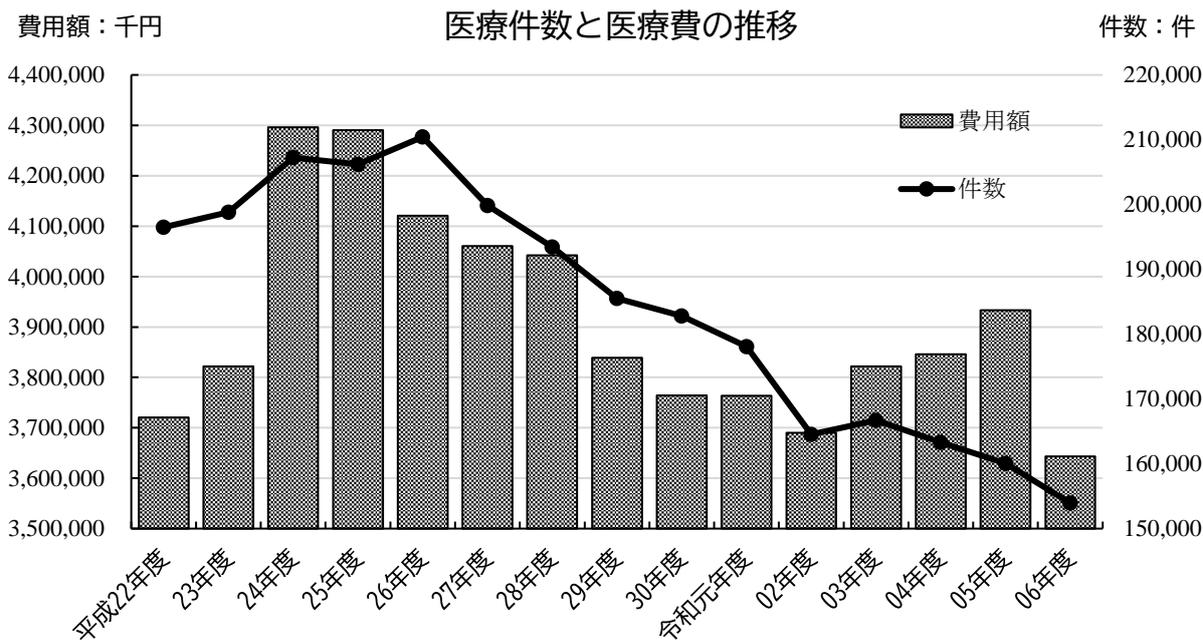
- ・若い世代の国民健康保険被保険者減少により、出産育児一時金の支給は平成20年代前半と比較して激減している。

8 医療の状況

(1) 医療費の状況（事業年報C表（1））

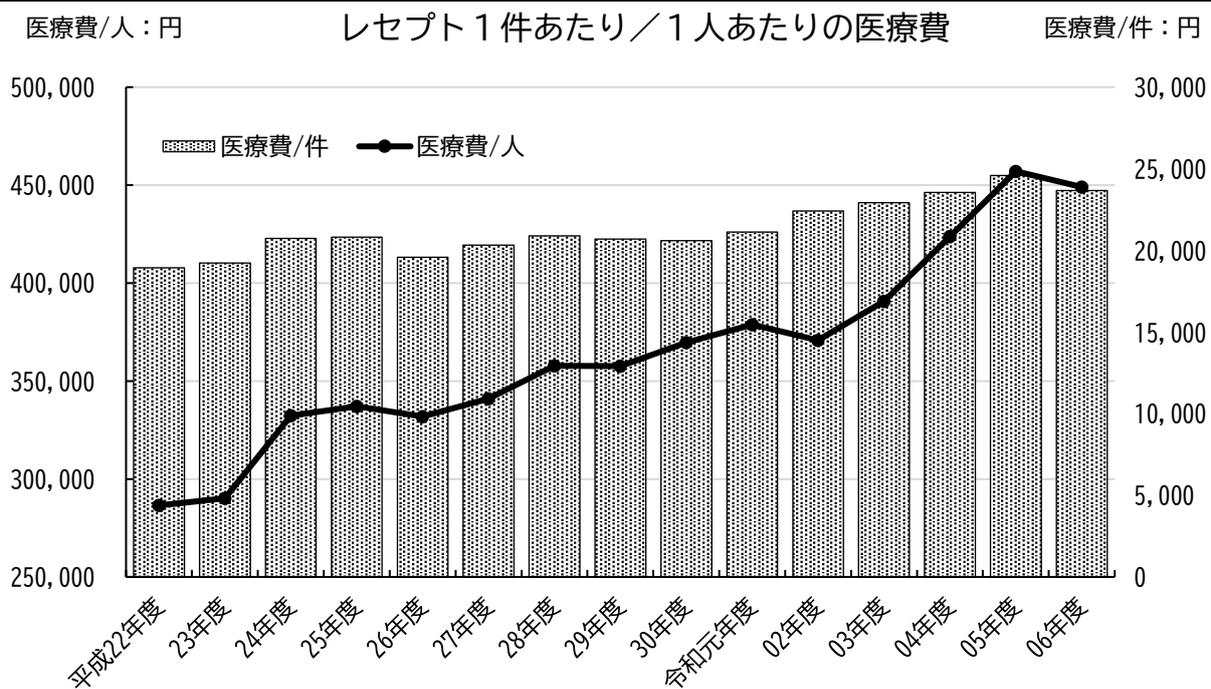
単位：円

年度	件数	費用額	保険者負担分	医療費/件	医療費/人	被保険者数
平成22年度	196,479	3,720,411,974	2,693,703,070	18,935	286,516	12,985
23年度	198,831	3,821,960,268	2,778,398,861	19,222	290,092	13,175
24年度	207,216	4,296,297,184	3,135,443,885	20,733	332,376	12,926
25年度	206,205	4,290,118,721	3,133,111,650	20,805	337,061	12,728
26年度	210,428	4,120,436,276	2,822,543,161	19,581	331,865	12,416
27年度	199,844	4,060,598,139	2,976,213,576	20,319	340,997	11,908
28年度	193,450	4,042,277,930	2,945,026,688	20,896	357,755	11,299
29年度	185,532	3,839,105,434	2,806,400,472	20,692	357,592	10,736
30年度	182,790	3,764,142,895	2,755,027,869	20,593	369,650	10,183
令和元年度	178,100	3,763,672,688	2,760,394,384	21,132	378,753	9,937
02年度	164,558	3,690,152,127	2,712,007,938	22,425	370,758	9,953
03年度	166,703	3,821,892,824	2,822,117,648	22,926	390,667	9,783
04年度	163,317	3,845,684,990	2,847,750,489	23,547	423,720	9,076
05年度	160,041	3,933,395,956	2,910,394,056	24,577	457,053	8,606
06年度	153,940	3,643,238,306	2,700,158,621	23,667	449,062	8,113



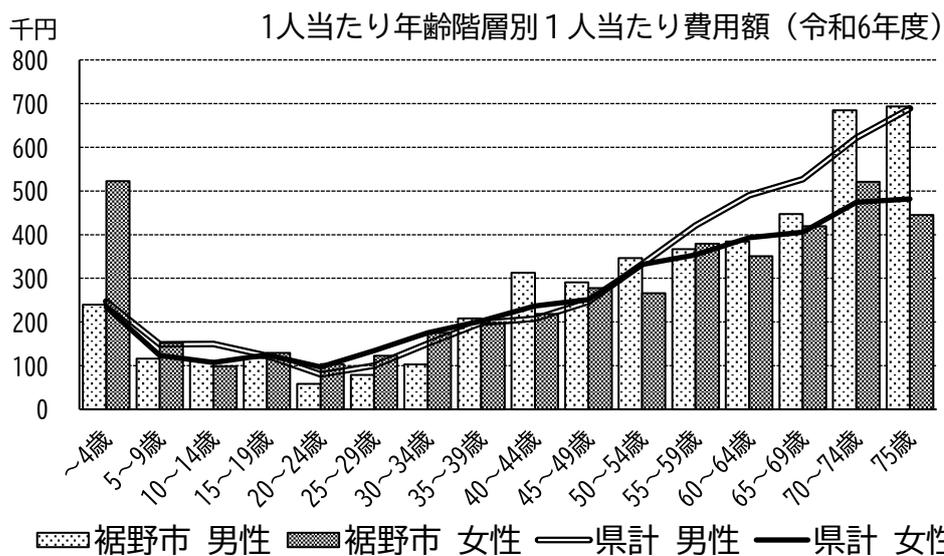
- ・ここ数年は、被保険者の減少に伴い、医療件数も減少の傾向にある。
- ・医療費は、被保険者が減少しても増加の傾向にあったが、6年度は減に転じた。
- ・1人あたり医療費の増加が顕著に表れている。
- ・レセプト1件当たりの医療費は、概して増加の傾向にある。

裾野市の国保（令和7年度）



(2) 1人当たり年代別医療費用額（令和6年度）

	裾野市 男性	裾野市 女性	県計 男性	県計 女性
～4歳	239,767	522,136	247,190	234,038
5～9歳	116,413	151,867	149,156	123,129
10～14歳	111,138	98,661	149,601	107,156
15～19歳	117,509	129,231	122,840	125,019
20～24歳	58,101	103,341	79,988	97,066
25～29歳	78,607	122,822	99,815	134,442
30～34歳	103,111	175,163	150,116	175,319
35～39歳	208,213	197,233	197,895	202,031
40～44歳	312,624	218,344	207,462	236,332
45～49歳	290,660	277,825	246,335	251,140
50～54歳	346,639	265,915	332,389	331,519
55～59歳	366,932	379,243	420,658	353,745
60～64歳	384,389	350,391	490,403	393,106
65～69歳	446,967	419,648	526,703	405,868
70～74歳	684,807	520,673	622,172	474,546
75歳	693,451	444,924	688,797	481,690

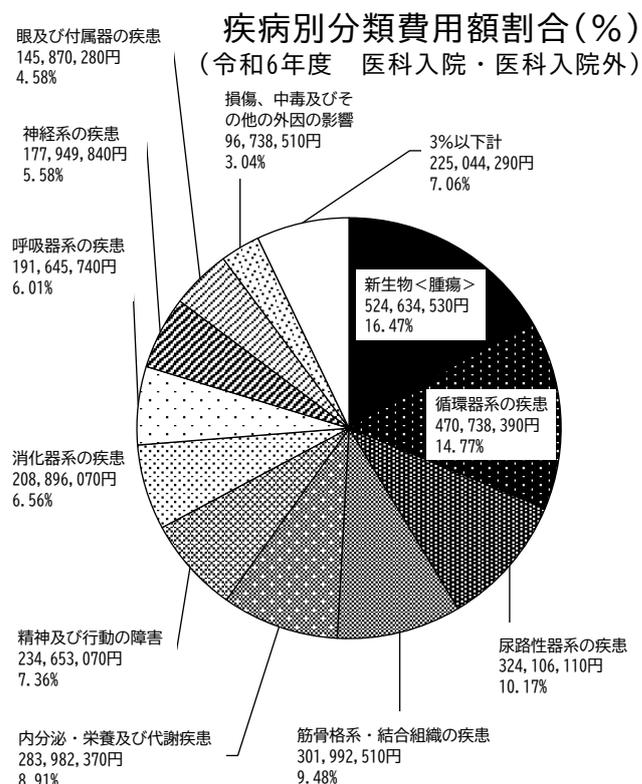


医科入院・医科入院外・歯科入院・歯科入院外・調剤（医科）調剤（歯科）・調剤（その他）（男性・女性）

- ・概して年齢層が高くなるにつれ、男女とも一人当たりの医療費は上昇傾向にある。
- ・55歳以上の階層では、裾野市及び県合計とも概してして女性より男性の医療費が高くなっており、年齢に従って医療費用額の伸びも大きい。
- ・55歳以上の階層の男性では、県平均では55歳以上の年齢で伸びが大きくみられるが、裾野市での顕著な伸びは70歳以上の階層にみられる。
- ・0から4歳の女性の医療費が突出しているが、被保険者数が少ない（33人）階層であるため、少数の特異なケースにより値として突出したものとする。（昨年度のデータも同様）

(3) 疾病別の状況（令和6年度）

◆ 医科入院・医科外来（費用額）



疾病分類	費用額(円)	割合
新生物<腫瘍>	524,634,530円	16.47%
循環器系の疾患	470,738,390円	14.77%
尿路性器系の疾患	324,106,110円	10.17%
筋骨格系・結合組織の疾患	301,992,510円	9.48%
内分泌・栄養及び代謝疾患	283,982,370円	8.91%
精神及び行動の障害	234,653,070円	7.36%
消化器系の疾患	208,896,070円	6.56%
呼吸器系の疾患	191,645,740円	6.01%
神経系の疾患	177,949,840円	5.58%
眼及び付属器の疾患	145,870,280円	4.58%
損傷、中毒及びその他の外因の影響	96,738,510円	3.04%
3%以下計	225,044,290円	7.06%
合計	3,186,251,710円	

統計上の被保険者数：8,559人

- ・ 「新生物<腫瘍>」が最も高額な疾病分類である。これは、がん治療が長期にわたり、高額な薬剤や手術を伴うことが多いことを示している。
- ・ 「循環器系の疾患」が2番目に高い。心臓病や高血圧、脳卒中などの管理費用が、医療費に大きな影響を与えていることが伺える。
- ・ 「尿路性器系の疾患」が3番目に高額な疾病分類である。これには、腎臓病や尿路結石、前立腺疾患などが含まれる。
- ・ 上位3つの疾病（新生物、循環器系、尿路性器系）だけで、費用全体の41.41%を占めている。医療費の削減を考える上で、これらの疾患への対策が重要であると言える。
- ・ 「筋骨格系・結合組織の疾患」は、腰痛や関節炎などが含まれ、特に高齢化に伴い費用が増加する傾向にある。
- ・ 「内分泌・栄養及び代謝疾患」は、糖尿病や脂質異常症などの生活習慣病が含まれ、これらの疾患の予防が今後の課題となる。
- ・ 「精神及び行動の障害」は、精神疾患やうつ病などの増加が背景にあると考えられる。
- ・ 医療費の大部分が特定の重篤な疾患に集中している。このデータは、がんや循環器系疾患といった特定の重篤な疾患が、医療費全体の大きな部分を占めていることを明確に示しており、医療政策の重点分野を特定する上で有用な情報を提供している。

Google Gemini による AI 解析を文章調整

裾野市の国保（令和7年度）

◆ 医科入院・医科外来（1件及び1日あたりの費用額）

令和6年度

疾病分類	1件当たり 費用額(円)	1件当たり 日数	1日当たり 費用額(円)
新生物<腫瘍>	197,602	2.32	85,182
血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	162,852	3.13	52,062
先天奇形、変形及び染色体異常	112,541	1.57	71,510
周産期に発生した病態	109,670	2.00	54,835
尿路性器系の疾患	94,162	3.36	28,059
損傷、中毒及びその他の外因の影響	66,947	3.19	21,007
妊娠、分娩及び産じょく	64,184	2.67	24,069
精神及び行動の障害	53,464	3.55	15,047
症状、徴候及び異常臨床検査所見で他に分類されないもの	45,506	2.13	21,395
神経系の疾患	44,377	2.40	18,454
循環器系の疾患	41,952	1.38	30,302
筋骨格系及び結合組織の疾患	37,269	2.47	15,077
消化器系の疾患	36,836	1.54	23,948
呼吸器系の疾患	29,103	1.58	18,440
感染症及び寄生虫症	23,868	1.63	14,605
内分泌、栄養及び代謝疾患	23,788	1.17	20,303
傷病及び死亡の外因	23,175	1.00	23,175
眼及び付属器の疾患	20,387	1.22	16,717
皮膚及び皮下組織の疾患	16,280	1.52	10,694
耳及び乳様突起の疾患	16,222	1.32	12,260

- ・ 1件当たり費用が最も高額なのは「新生物<腫瘍>」である。がん治療の費用の高さを反映している。
- ・ 「血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害」が新生物に次いで高くなっている。これは、血液疾患や自己免疫疾患の治療が複雑で長期にわたることを示唆している。
- ・ 「先天奇形、変形及び染色体異常」は、希少疾患や遺伝子疾患の治療が高額になりやすいことを示している。
- ・ 1件当たり日数が最も長いのは「精神及び行動の障害」である。この分類は1件当たり 3.55 日と最も長く、精神疾患の治療が継続的なケアを必要とすることを反映している。
- ・ 「精神及び行動の障害」など、1件当たり日数が長い疾病分類は、1件当たり費用額が低い傾向にある。これは、長期的な通院やカウンセリングが主で、高額な手術や薬剤が少ないためと考えられる。
- ・ 1日当たり費用が最も高いのは「新生物<腫瘍>」である。「新生物<腫瘍>」は1日当たり 85,182 円と圧倒的に高額で、これは高価な薬剤や治療が集中して行われることを示唆している。

Google Gemini による AI 解析を文章調整

9 保健事業

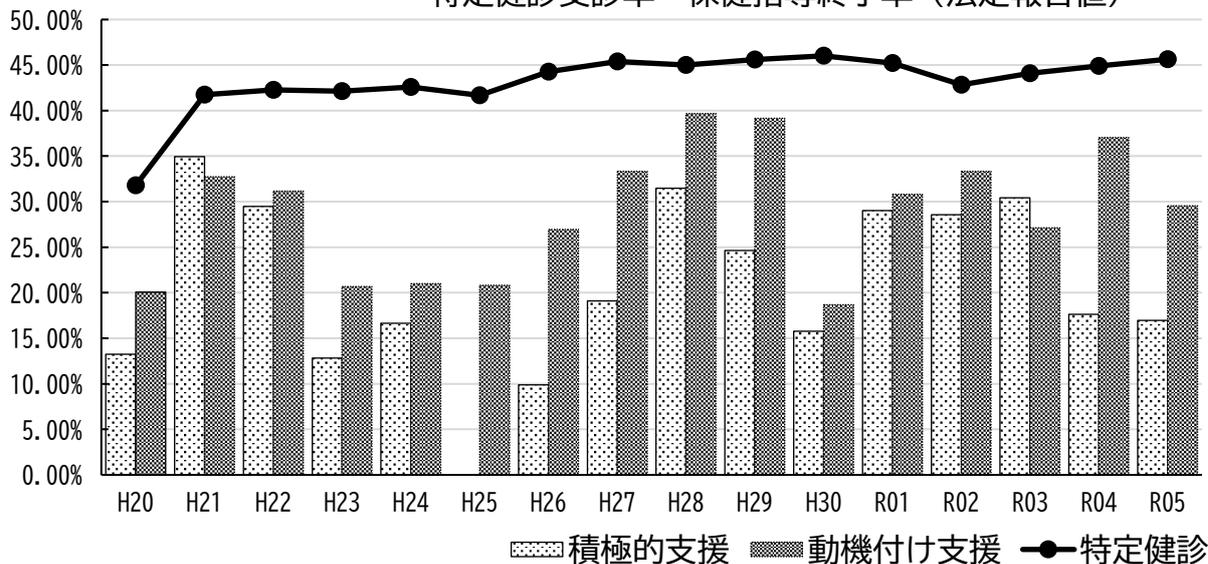
(1) 特定健康診査・特定保健指導（法定報告値）

（単位：人）

年度		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
特定健診	対象者	8,298	8,476	8,635	8,700	8,778	8,778	8,701	8,557	
	受診者	2,638	3,539	3,650	3,665	3,739	3,659	3,852	3,884	
	受診率	31.79%	41.75%	42.27%	42.13%	42.60%	41.68%	44.27%	45.39%	
特定保健指導	積極的	対象者	68	103	95	78	84	84	91	89
		終了者	9	36	28	10	14	0	9	17
		実施率	13.24%	34.95%	29.47%	12.82%	16.67%	0.00%	9.89%	19.10%
	動機付け	対象者	294	403	401	387	367	360	360	324
		終了者	59	132	125	80	77	75	97	108
		実施率	20.07%	32.75%	31.17%	20.67%	20.98%	20.83%	26.94%	33.33%

年度		H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	
特定健診	対象者	8,102	7,708	7,548	7,337	7,296	7,254	6,839	6,453	
	受診者	3,647	3,515	3,473	3,318	3,124	3,199	3,070	2,945	
	受診率	45.01%	45.60%	46.01%	45.22%	42.82%	44.10%	44.89%	45.64%	
特定保健指導	積極的	対象者	54	69	57	62	56	46	51	53
		終了者	17	17	9	18	16	14	9	9
		実施率	31.48%	24.64%	15.79%	29.03%	28.57%	30.43%	17.65%	16.98%
	動機付け	対象者	315	304	305	331	318	306	286	274
		終了者	125	119	57	102	106	83	106	81
		実施率	39.68%	39.14%	18.69%	30.82%	33.33%	27.12%	37.06%	29.56%

特定健診受診率・保健指導終了率（法定報告値）



- ・ 特定健診の受診率は、従前より45%前後を推移している。令和2年度は一時的に新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えにより、全国的に受診率が減少したが、現在は元の受診率の傾向に戻ってきている。
- ・ 保健指導の受診率は、年度により上下変動はあるものの、傾向としては上昇傾向にある。
- ・ 「積極的指導」対象者の終了率はあまり高くなく、課題として残る。

(2) ドック事業（人間ドック・脳ドック）

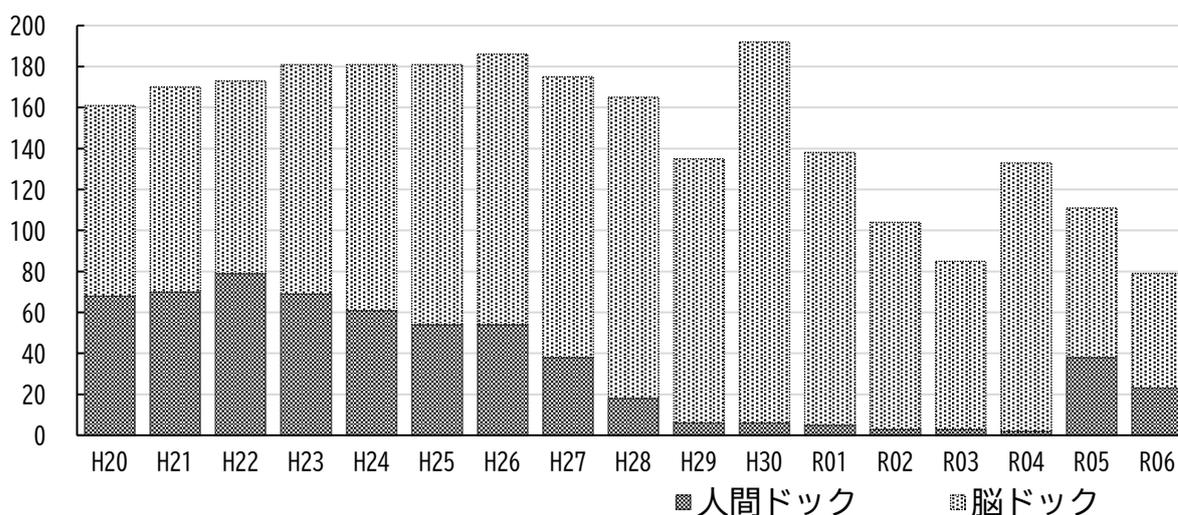
疾病の早期発見及び健康意識の向上を目的として、人間ドック及び脳ドックを実施した。

また、若年者の健康診査への動機づけとして、特定健康診査実施対象前の年齢層のドック事業を実施した。

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
人間ドック	68	70	79	69	61	54	54	38
脳ドック	93	100	94	112	120	127	132	137
計	161	170	173	181	181	181	186	175

年度	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R06
人間ドック	18	6	6	5	3	3	2	23
脳ドック	147	129	186	133	101	82	131	56
計	165	135	192	138	104	85	133	79

件数 ドック事業受診件数



人間ドック・脳ドック事業	
受診対象者	20歳以上74歳以下の被保険者
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン受付（新規） ・窓口での受診申し込み ・混雑対策として土曜日に特設受付を実施（利用者少） ・ドックを医療機関に予約する際に「人間ドック」「脳ドック」を選択
募集定員	・定員を設けない

- ・平成29年度以降は脳ドックの検査内容を特定健診の項目と合わせて整理した。
- ・令和5年度からオンラインでの申し込みを開始したことによって、窓口での受付初日の混雑がなくなった。同時に年齢要件を拡大（20歳から）した。
- ・これまで人間ドック対象年齢ではなかった年齢層にも一定の人間ドックの需要がある。

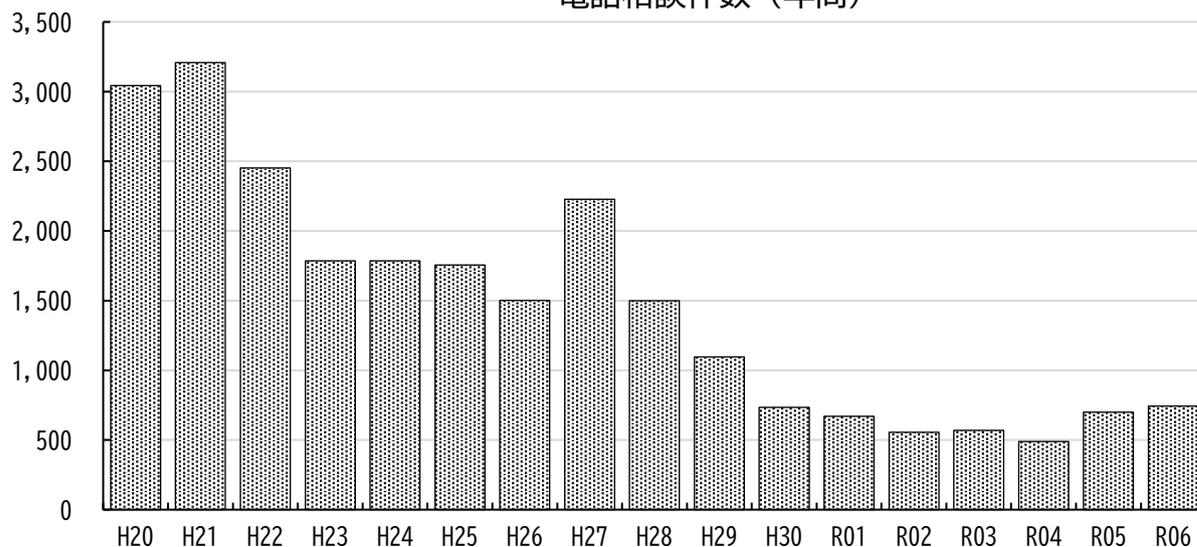
(3) 24時間電話健康相談

医療の適正受診の一助として委託による24時間の電話相談を実施した。

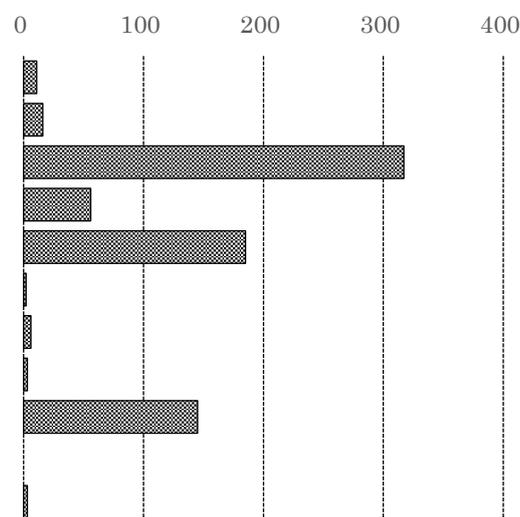
年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
相談件数	3,043	3,209	2,452	1,786	1,786	1,755	1,501	2,227	1,500

年度	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
相談件数	1,500	1,096	733	671	556	569	489	700	744

電話相談件数（年間）



相談内容	相談件数
1. 健診・ドックに関する相談	11
2. 健康保持・増進に関する相談	16
3. 気になる身体の症状に関する相談	317
4. 家庭看護に関する相談（介護・応急手当等）	56
5. 治療に関する相談	185
6. 母子保健に関する相談（妊娠・遺伝等）	2
7. 育児に関する相談	6
8. 夜間・休日の医療機関案内	3
9. ストレス・メンタルヘルスに関する相談	145
10. 紹介・手配に関する相談（搬送・福祉施設等）	0
11. その他	3
合計	744



(4) その他

上記の他にも、国保制度に限らず、健康推進課や介護保険課等と協力して保健事業を実施し、介護予防、疾病予防の喚起に努めている。

- ・ 特定健康診査未受診者対策事業
- ・ 糖尿病性腎症等重症化予防事業（CKDシール活用事業など）
- ・ 若年者特定健診動機付け事業（スマホ de ドック）
- ・ 後発医薬品希望カード（シール）配布事業

10 国民健康保険税

(1) 賦課期日 4月1日

(2) 賦課額

世帯主（擬制世帯主を除く）及び世帯内の被保険者について

- ・ 所得割額 … 前年の所得に応じた額
- ・ 資産割額 … 固定資産税に応じた額【裾野市では令和元年度まで賦課】
- ・ 均等割額 … 1人あたりの額
- ・ 平等割額 … 1世帯あたりの額

これら各額の合算（令和2年4月より賦課方式（資産割廃止）及び賦課税率等改正）

(3) 賦課額

- ・ 各項目の税率

			5年度	6年度	7年度
医療 給付費分	応能割	所得割	6.80%	6.80%	6.80%
		均等割	26,000円	26,000円	26,000円
	応益割	均等割	18,600円	18,600円	18,600円
		平等割	18,600円	18,600円	18,600円
賦課限度額			650,000円	650,000円	660,000円
後期高齢者 支援金分	応能割	所得割	2.40%	2.40%	2.40%
		均等割	9,400円	9,400円	9,400円
	応益割	均等割	6,800円	6,800円	6,800円
		平等割	6,800円	6,800円	6,800円
賦課限度額			220,000円	240,000円	260,000円
介護 納付金分	応能割	所得割	2.10%	2.10%	2.10%
	応益割	均等割	14,200円	14,200円	14,200円
		平等割	14,200円	14,200円	14,200円
賦課限度額			170,000円	170,000円	170,000円

※ 下線部は、前年度と変更があった箇所

- ・ 県が示す標準保険料率との差異（令和7年度）

			県が示す 標準保険料率 (7年度)	裾野市の 現行税率	標準保険料率と 裾野市の現行税率 との差異
医療 給付費分	応能割	所得割	7.44%	6.80%	▲0.64%
		均等割	31,134円	26,000円	▲5,134円
	平等割	20,372円	18,600円	▲1,772円	
後期高齢者 支援金分	応能割	所得割	2.88%	2.40%	▲0.48%
	応益割	均等割	11,714円	9,400円	▲2,314円
		平等割	7,664円	6,800円	▲864円
介護 納付金分	応能割	所得割	2.27%	2.10%	▲0.17%
	応益割	均等割	16,294円	14,200円	▲2,094円

標準保険料率とは、

標準保険料率は、市町が保険料（税）を決定するに当たっての参考とするために算出した理論上の値。各市町は当該市町の状況を勘案し、実際の保険料（税）を決定するので、標準保険料（税）率は異なる。

(4) 徴収月（期別）

・普通徴収

第1期	7月	第5期	11月
第2期	8月	第6期	12月
第3期	9月	第7期	1月
第4期	10月	第8期	2月

・特別徴収（支給年金からの徴収）

4月から偶数月（6回）

(5) 月割賦課

4月2日以降に国保資格を取得した者には、その取得した月から、また資格を喪失した者には、喪失した月の前月までの、月割賦課を行う。

(6) 国民健康保険税の軽減（令和7年度）

◎低所得者に対する軽減

前年の世帯の所得の合計額が、以下の計算式による額以下の世帯に適用

7割軽減	$43 \text{万円} + 10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
5割軽減	$43 \text{万円} + 30.5 \text{万円} \times (\text{被保険者数}) + 10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
2割軽減	$43 \text{万円} + 56 \text{万円} \times (\text{被保険者数}) + 10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$

※ 施行日：令和7年4月1日

◎未就学児の均等割保険税の軽減（施行日：令和4年4月1日）

未就学児の均等割保険税の軽減措置が講じられ、一律に半額に軽減される。世帯の所得に応じた軽減（7割・5割・2割軽減）が実施されている場合は、軽減後の額の半額となる。

◎産前産後の保険税負担の軽減（施行日：令和6年1月1日）

① 子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の保険税（均等割額、所得割額）を免除する措置。

② 軽減の対象となる期間

出産の予定日（出産日）が属する月の前月から出産の予定日（出産日）が属する月の翌々月（以下「免除対象月」という。）の計4ヶ月分の保険税を減額。

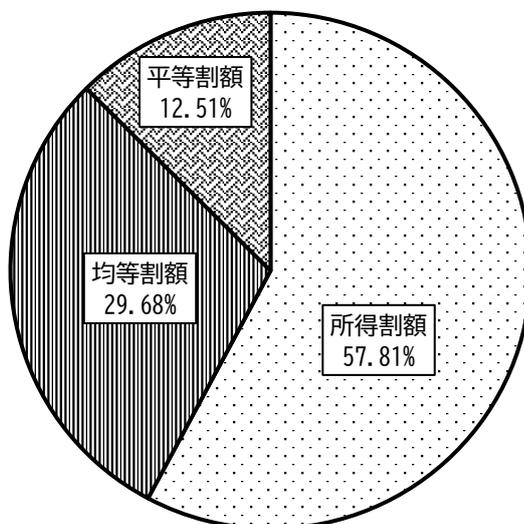
(7) 課税状況（現年度分）

単位：円

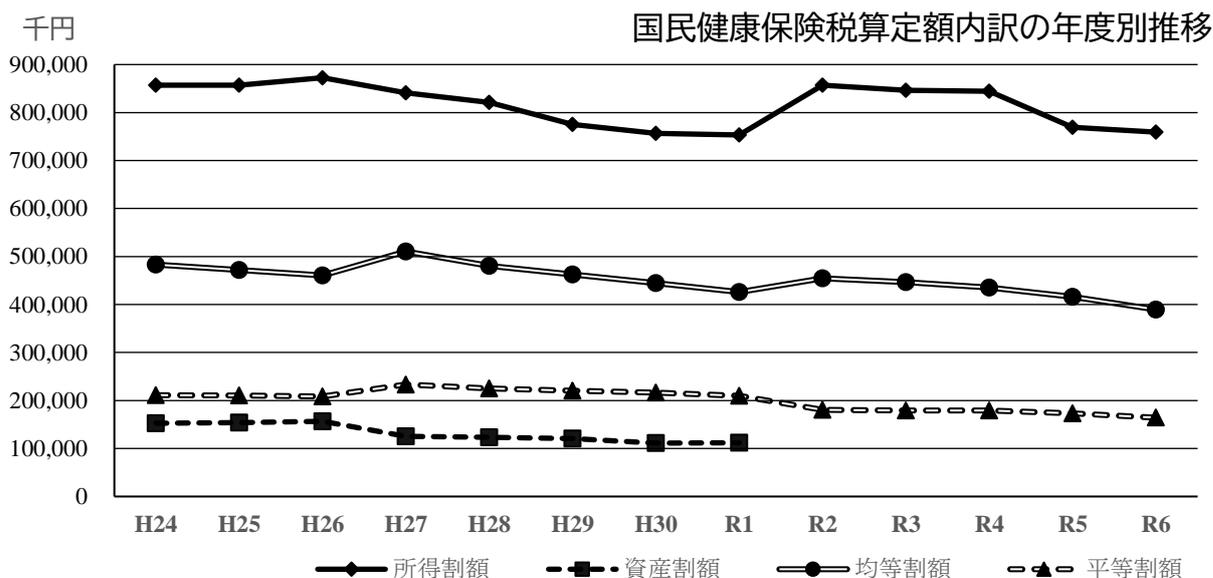
年度	算定額				現年分調定額	被保険者数	調定額／人
	所得割額	資産割額	均等割額	平等割額			
H24	856,905,717	152,329,170	483,068,600	210,964,000	1,314,384,100	12,926	101,685
H25	857,107,919	153,711,774	471,857,200	210,619,500	1,315,250,500	12,728	103,335
H26	872,608,927	156,676,183	460,732,200	208,520,000	1,269,948,600	12,416	102,283
H27	841,006,272	125,442,168	510,506,000	233,432,100	1,270,729,400	11,908	106,712
H28	820,806,186	123,287,664	480,876,400	224,913,000	1,226,793,100	11,299	108,575
H29	774,969,110	120,594,576	462,467,600	220,525,700	1,170,747,500	10,736	109,049
H30	756,667,540	111,191,856	444,679,200	216,182,200	1,130,673,900	10,183	111,035
R1	753,330,807	111,890,400	425,872,200	209,583,000	1,093,830,800	9,937	110,077
R2	857,206,667		454,482,200	180,422,550	1,079,353,200	9,953	108,445
R3	846,458,921		446,501,000	179,101,750	1,075,868,200	9,783	109,973
R4	844,274,942		435,212,400	179,527,200	1,006,500,400	9,076	110,897
R5	769,046,356		415,781,200	173,431,200	958,490,600	8,606	111,375
R6	758,908,593		389,642,400	164,293,550	930,166,400	8,113	114,651

- ・算定額は、減免・軽減・限度額超過調整前の額
- ・現年分調定額は、期割調整後の調定額（決算書より）

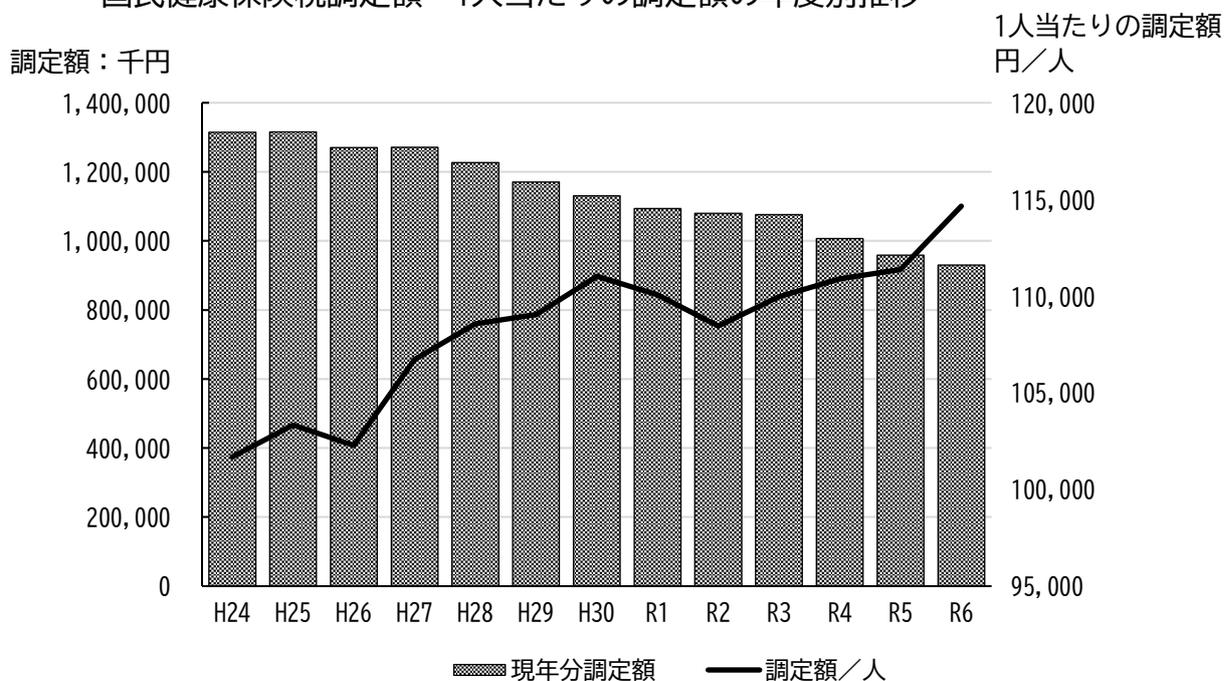
令和6年度の賦課別割合



- ・平成30年度より県を共同保険者とする国民健康保険の運営が始まり、賦課方式の県内標準化に向けて令和2年度より「資産割」を廃止し賦課方式を3・3・2方式とした。
- ・応能応益比率（[所得割額]：[均等割額＋平等割額]）は約58：42で課税されている。



国民健康保険税調定額・1人当たりの調定額の年度別推移



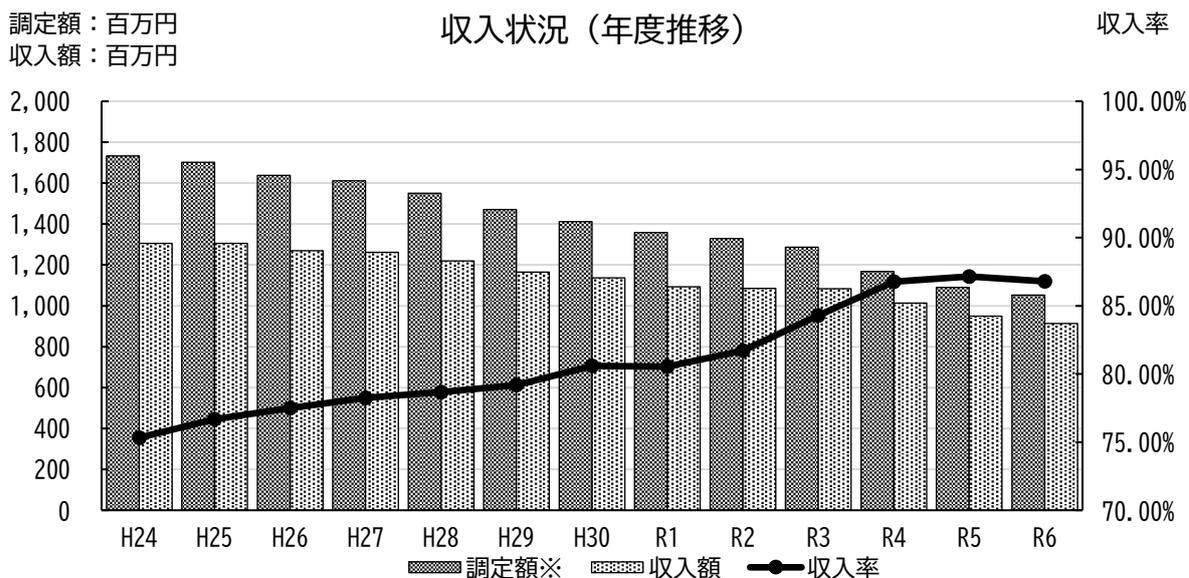
- ・ 表に示されている年度の中では、平成 27 年度、令和 2 年度賦課分から税率の改定が行われており、各賦課分での比率が変化している。
- ・ 令和 2 年度賦課分の税率改定では、資産割分廃止の減額分を同じ応能割である所得割分で補っていることが見て取れる。
- ・ 調定額の推移では、被保険者数の減少に伴い、全体の調定額は年々減少傾向にあるが、一人当たりの国保税調定額は、現在の税率が適用になった令和 2 年度から約 7,400 円上昇している。この多くは所得割額の上昇によるものである。

(8) 収入状況

単位：円

年度	調定額※	収入額	不納欠損額	収入未済額	収入率
H24	1,733,519,157	1,305,749,074	40,620,328	387,149,755	75.32%
H25	1,702,162,387	1,305,142,327	35,035,571	361,984,489	76.68%
H26	1,637,811,039	1,269,373,904	32,134,946	336,302,189	77.50%
H27	1,611,697,989	1,261,246,704	31,651,111	318,800,174	78.26%
H28	1,550,030,674	1,219,214,463	30,974,271	299,841,940	78.66%
H29	1,470,669,540	1,164,675,478	31,238,240	274,755,822	79.19%
H30	1,411,151,122	1,137,135,821	21,583,174	252,432,127	80.58%
R1	1,357,651,677	1,093,543,333	22,956,973	241,151,371	80.55%
R2	1,328,439,471	1,085,581,269	40,118,083	202,740,119	81.72%
R3	1,285,828,569	1,083,741,520	48,431,712	153,655,337	84.28%
R4	1,168,072,137	1,013,588,593	21,440,279	133,043,265	86.77%
R5	1,090,060,365	950,021,357	15,669,470	124,369,538	87.15%
R6	1,052,735,262	913,693,632	17,876,642	121,164,988	86.79%

※「調定額」は現年及び滞納繰越額を含む。



- ・ 調定額の推移では、被保険者数の減少に伴い、調定額は年々減少傾向にあるが、収入率が上昇しているため、調定額の減少に比べ収入額の減少の度合いは緩やかで相対的に未収額が減少していることが伺える。

11 財政状況

(1) 令和6年度国民健康保険特別会計決算状況

<歳入>

単位：円

款	科目名称	当初予算額	予算現額計	収入済額	収入率% (対予算比)	収入済額 構成比%
1	国民健康保険税	905,956,000	905,956,000	914,112,332	100.90%	20.16%
2	使用料及び手数料	50,000	50,000	5,350	10.70%	0.00%
3	国庫支出金	1,000	3,979,000	4,303,000	108.14%	0.09%
4	療養給付費交付金	0	0	0		0.00%
5	県支出金	3,311,439,000	3,311,439,000	3,215,441,045	97.10%	70.92%
6	財産収入	772,000	2,260,000	2,259,867	99.99%	0.05%
7	繰入金	300,802,000	295,230,000	295,111,644	99.96%	6.51%
8	繰越金	38,357,000	74,343,000	74,343,968	100.00%	1.64%
9	諸収入	32,623,000	32,623,000	28,279,134	86.68%	0.62%
10	市債	0	0	0		0.00%
	合計	4,590,000,000	4,625,880,000	4,533,856,340	98.01%	100.00%

<歳出>

単位：円

款	科目名称	当初予算額	予算現額	支出済額	執行率% (対予算比)	支出済額 構成比%
1	総務費	77,367,000	74,402,000	71,709,579	96.38%	1.60%
2	保険給付費	3,250,711,000	3,250,711,000	3,142,908,206	96.68%	70.18%
3	国民健康保険 事業費納付金	1,151,786,000	1,151,629,000	1,151,625,764	100.00%	25.71%
4	財政安定化基金 拠出金	0	0	0		0.00%
5	保健事業費	68,371,000	54,089,000	46,036,543	85.11%	1.03%
6	基金積立金	772,000	32,261,000	32,259,867	100.00%	0.72%
7	公債費	0	0	0		0.00%
8	諸支出金	32,378,000	36,341,000	34,074,956	93.76%	0.76%
9	予備費	8,615,000	26,447,000	0	0.00%	0.00%
	合計	4,590,000,000	4,625,880,000	4,478,614,915	96.82%	100.00%

(2) 令和7年度国民健康保険特別会計当初予算構成

<歳入>

単位：千円

款	項目	当初予算額	構成比
1	国民健康保険税	917,923	19.70%
2	使用料及び手数料	50	0.00%
3	国庫支出金	1	0.00%
4	療養給付費交付金	0	0.00%
5	県支出金	3,381,938	72.57%
6	財産収入	3,800	0.08%
7	繰入金	289,874	6.22%
8	繰越金	34,038	0.73%
9	諸収入	32,376	0.69%
10	市債	0	0.00%
	合計	4,660,000	100.00%

<歳出>

単位：千円

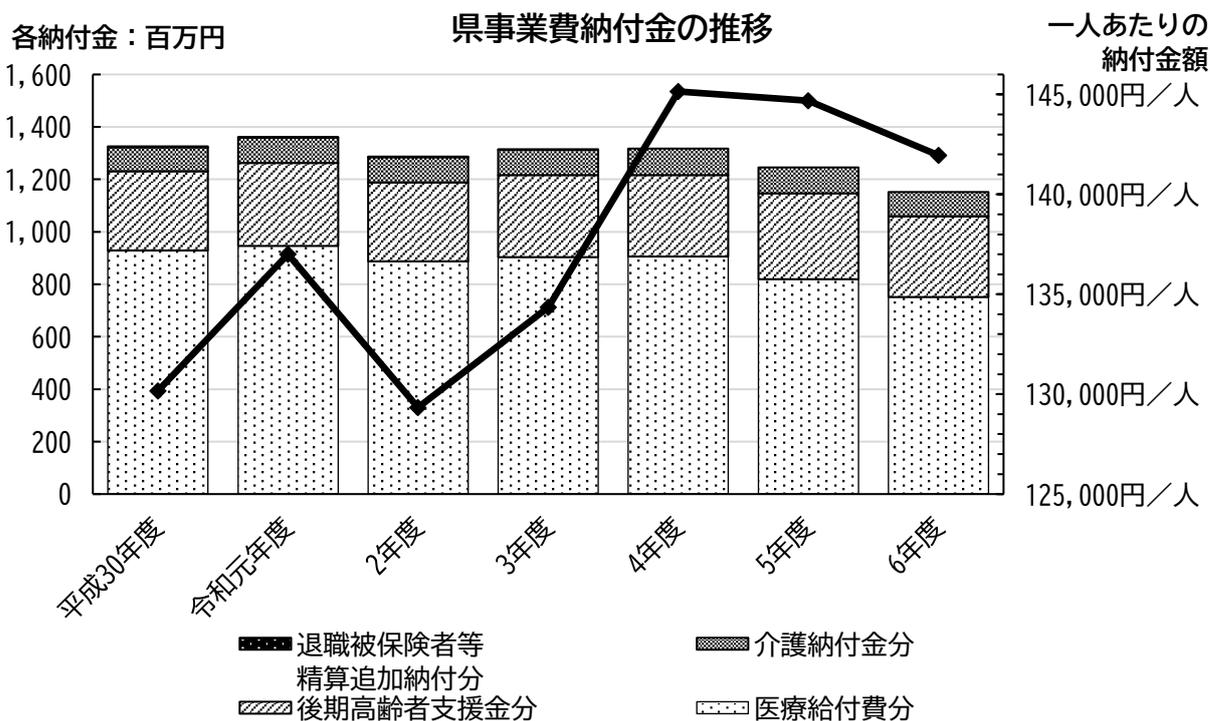
款	項目	当初予算額	構成比
1	総務費	72,559	1.56%
2	保険給付費	3,320,575	71.26%
3	国民健康保険事業費納付金	1,147,792	24.63%
4	財政安定化基金拠出金	0	0.00%
5	保健事業費	68,010	1.46%
6	基金積立金	3,800	0.08%
7	公債費	0	0.00%
8	諸支出金	37,378	0.80%
9	予備費	9,886	0.21%
	合計	4,660,000	100.00%

(3) 国民健康保険事業費納付金の推移（平成30年度制度改正より）

単位：円

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	退職被保険者等精算追加納付分	合計
平成30年度	928,495,902	302,624,854	90,682,385	3,697,928	1,325,501,069
令和元年度	945,766,628	317,102,077	97,168,298	1,294,268	1,361,331,271
2年度	887,242,238	301,210,871	96,248,329	2,554,778	1,287,256,216
3年度	903,459,007	312,515,995	97,083,666	1,299,952	1,314,358,620
4年度	906,171,590	310,010,582	101,173,242	0	1,317,355,414
5年度	819,305,211	327,531,771	98,399,764	0	1,245,236,746
6年度	751,688,410	307,678,203	92,259,151	0	1,151,625,764

	被保険者数 (人)	一人あたりの 納付金額
平成30年度	10,183	130,168円/人
令和元年度	9,937	136,996円/人
2年度	9,953	129,333円/人
3年度	9,783	134,351円/人
4年度	9,076	145,147円/人
5年度	8,606	144,694円/人
6年度	8,113	141,948円/人



- ・実線：一人あたりの納付金額
- ・「退職被保険者等精算追加納付分」は、令和4年度以降の納付実績はない。

令和7年度版

裾野市の国保

◇発行 令和7年10月1日
◇発行者 裾野市健康福祉部国保年金課
静岡県裾野市佐野1059番地
(055) 995-1814
